4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、株式会社棟梁一級建築士事務所（東京都知事登録第50694号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 20 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年11月21日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　門田　家平　一級建築士　第82356号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、設計室オリゾン一級建築士事務所（埼玉県知事登録⑸第5489号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 20 日

関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成25年11月21日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　三澤　直寛　一級建築士　第186890号
3　処分の内容　戒告
4　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、ミサワ一級建築士事務所（東京都知事登録第50131号）に属した。

一級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第２項の規定により一級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

平成 25 年 12 月 20 日

国土交通大臣　太田　昭宏

年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成25年11月28日	下平　尚市	117226	死亡
平成25年11月28日	宮尾　博三	197742	〃
平成25年11月28日	丹下　敏男	59722	〃
平成25年11月28日	佐野　一司	126619	〃
平成25年11月28日	安藤　誠	144241	〃
平成25年11月28日	奥村　治彦	27995	〃
平成25年11月28日	澁井　智	159071	〃
平成25年11月28日	赤尾　宏道	85299	〃
平成25年11月28日	亀尾　保	90304	〃
平成25年11月28日	寒河江昭二	338026	〃
平成25年11月28日	横山　達	150716	〃
平成25年11月28日	本間　一人	168551	〃
平成25年11月28日	梶原　徹	137704	〃
平成25年11月28日	山本　英世	160894	〃
平成25年11月28日	山田紀久雄	28542	〃
平成25年11月28日	伊藤　康雄	47897	〃
平成25年11月28日	山本和一郎	42458	〃
平成25年11月28日	安川　毅	79925	〃
平成25年11月28日	田中　嗣郎	35887	〃
平成25年11月28日	烏山　髙徳	90034	〃
平成25年11月28日	川中　博資	54420	〃
平成25年11月28日	岡本　貞勝	100966	〃
平成25年11月28日	石川　純夫	94280	〃
平成25年11月28日	川上　要八	80504	〃
平成25年11月28日	廣田　豊	120163	〃
平成25年11月28日	梅﨑　瑞晴	89621	〃
平成25年11月28日	角舘　順治	125628	〃
平成25年11月28日	岡部　洋一	135885	〃
平成25年11月28日	沼田　博明	143746	〃
平成25年11月28日	本田　達哉	159058	〃
平成25年11月28日	久米　常夫	59990	〃
平成25年11月28日	櫻井　正己	29923	〃
平成25年11月28日	佐々木利哉	26803	〃
平成25年11月28日	北村　譲	152263	〃
平成25年11月28日	井川しのぶ	318925	〃
平成25年11月28日	四角　滿春	54753	〃
平成25年11月28日	吉田　豊博	77733	〃
平成25年11月28日	安田　聖	193065	〃
平成25年11月28日	白川　浩司	34558	〃
平成25年11月28日	渡邊　文雄	56973	〃
平成25年11月28日	鈴木　正昭	67529	申請
平成25年11月28日	菊澤　秀和	343883	欠格事由
平成25年11月28日	髙橋　利行	258162	〃
平成25年11月28日	三宅　司郎	65397	〃

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第２７０号

群馬県富岡市星田１番地１
申立人　佐藤　博克
本籍群馬県富岡市星田439番地、最後の住所群馬県富岡市下高瀬724番地　鏑泉苑、死亡の場所群馬県富岡市、死亡年月日平成21年11月18日、出生の場所群馬県北甘楽郡福島町、出生年月日明治45年３月22日、職業不明
被相続人　亡　中重　まつ
事務所群馬県高崎市下小鳥町92番地３
相続財産管理人　飯塚　浩
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２５年（家）第３２４号

群馬県富岡市星田１番地１
申立人　佐藤　博克
本籍群馬県富岡市星田439番地、最後の住所群馬県富岡市黒川1380番地　特別養護老人ホームふれあいホーム、死亡の場所群馬県富岡市、死亡年月日平成21年12月４日、出生の場所群馬県北甘楽郡福島町、出生年月日大正５年９月12日、職業不明
被相続人　亡　中重　かね
事務所群馬県高崎市下小鳥町92番地３
相続財産管理人　飯塚　浩
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２５年（家）第１３３３号

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽字下中子191番２
申立人　セザール湯沢管理組合
本籍埼玉県さいたま市大宮区宮町３丁目145番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区大字三崎397番地、死亡の場所埼玉県さいたま市緑区、死亡年月日平成15年８月１日、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和22年２月20日、職業不詳
被相続人　亡　福田　明
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７―12―４ニチモビル501　岡村茂樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　今泉　千晶
さいたま家庭裁判所